

中国残留邦人等に対する支援給付事務の監査

- 平成21年度から、都道府県・指定都市の協力を得て、中国残留邦人に対する支援給付事務の監査を実施することとしている。

〈監査の実施に当たっての依頼事項〉

- 監査資料の作成
- 管内の実施機関に対する実地監査 等

- 実施要領等については、各都道府県等のご意見を踏まえとりまとめ中。
- 確定次第お示しする予定。